

2 通所型サービス(独自) サービスコード表

R7年4月～

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A6	1111 通所型独自サービス11	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1(週1回程度)	1,798 単位	1,798	1月につき	
A6	1112 通所型独自サービス11日割			59 単位			59
A6	1221 通所型独自サービス/212		事業対象者・要支援2(週1回程度)	1,798 単位	1,798	1月につき	
A6	1222 通所型独自サービス/212日割			59 単位			59
A6	1121 通所型独自サービス12		事業対象者・要支援2(週2回程度)	3,621 単位	3,621	1月につき	
A6	1122 通所型独自サービス12日割			119 単位			119
A6	C211 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未 実施減算	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1(週1回程度)	18 単位減算	-18	1月につき
A6	C212 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割				1 単位減算	-1	1日につき
A6	C223 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/212		事業対象者・要支援2(週1回程度)	18 単位減算	-18	1月につき	
A6	C224 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/212日割			1 単位減算	-1	1日につき	
A6	C213 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者・要支援2(週2回程度)	36 単位減算	-36	1月につき	
A6	C214 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			1 単位減算	-1	1日につき	
A6	D211 通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減 算	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1(週1回程度)	18 単位減算	-18	1月につき
A6	D212 通所型独自業務継続計画未策定減算11日割				1 単位減算	-1	1日につき
A6	D223 通所型独自業務継続計画未策定減算/212		事業対象者・要支援2(週1回程度)	18 単位減算	-18	1月につき	
A6	D224 通所型独自業務継続計画未策定減算/212日割			1 単位減算	-1	1日につき	
A6	D213 通所型独自業務継続計画未策定減算12		事業対象者・要支援2(週2回程度)	36 単位減算	-36	1月につき	
A6	D214 通所型独自業務継続計画未策定減算12日割			1 単位減算	-1	1日につき	
A6	8110 通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算			1日につき	
A6	8111 通所型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算			1日につき	
A6	8112 通所型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5% 加算			1回につき	
A6	6105 通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1(週1回程度)	376 単位減算	-376		
A6	6126 通所型独自サービス同一建物減算/22		事業対象者・要支援2(週1回程度)	376 単位減算	-376	1月につき	
A6	6106 通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2(週2回程度)	752 単位減算	-752		
A6	5612 通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47 単位減算	-47	片道につき	
A6	5010 通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100 単位加算	100	1月につき	
A6	6109 通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240		
A6	6116 通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50 単位加算	50		
A6	5003 通所型独自サービス栄養改善加算	ハ 栄養改善加算		200 単位加算	200		
A6	5004 通所型独自サービス口腔機能向上加算	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150 単位加算	150		
A6	5011 通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160 単位加算	160		
A6	6310 通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算		480 単位加算	480		
A6	6011 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1(週1回程度)	88 単位加算	88	
A6	6022 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ/22			事業対象者・要支援2(週1回程度)	88 単位加算	88	
A6	6012 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ			事業対象者・要支援2(週2回程度)	176 単位加算	176	
A6	6107 通所型独自サービス提供体制強化加算ⅡⅠ		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1(週1回程度)	72 単位加算	72	
A6	6128 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/22			事業対象者・要支援2(週1回程度)	72 単位加算	72	
A6	6108 通所型独自サービス提供体制強化加算ⅡⅡ			事業対象者・要支援2(週2回程度)	144 単位加算	144	
A6	6103 通所型独自サービス提供体制強化加算ⅢⅠ		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1(週1回程度)	24 単位加算	24	
A6	6124 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ/22			事業対象者・要支援2(週1回程度)	24 単位加算	24	
A6	6104 通所型独自サービス提供体制強化加算ⅢⅡ			事業対象者・要支援2(週2回程度)	48 単位加算	48	
A6	4001 通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ		ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100 単位加算	100	
A6	4002 通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200 単位加算	200		
A6	6200 通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20 単位加算	20	1回につき	
A6	6201 通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5 単位加算	5		
A6	6311 通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算		40 単位加算	40	1月につき	
A6	6100 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	フ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 92/1000 加算			
A6	6110 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 90/1000 加算			
A6	6111 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 80/1000 加算			
A6	6380 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 64/1000 加算			

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位			
種類	項目								
A6	8001 通所型独自サービス11・定超	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1(週1回程度)	1,798 単位	定員超過の場合	1,259	1月につき		
A6	8002 通所型独自サービス11日割・定超			59 単位				41	1日につき
A6	8014 通所型独自サービス/212・定超		事業対象者・要支援2(週1回程度)	1,798 単位					
A6	8015 通所型独自サービス/212日割・定超			59 単位				41	1日につき
A6	8011 通所型独自サービス12・定超		事業対象者・要支援2(週2回程度)	3,621 単位					
A6	8012 通所型独自サービス12日割・定超			119 単位				83	1日につき

Ⅰ・介護職員が欠員の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位			
種類	項目								
A6	9001 通所型独自サービス11・欠	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1(週1回程度)	1,798 単位	看護・介護職員 が欠員の場合	1,259	1月につき		
A6	9002 通所型独自サービス11日割・欠			59 単位				41	1日につき
A6	9014 通所型独自サービス/212・欠		事業対象者・要支援2(週1回程度)	1,798 単位					
A6	9015 通所型独自サービス/212日割・欠			59 単位				41	1日につき
A6	9011 通所型独自サービス12・欠		事業対象者・要支援2(週2回程度)	3,621 単位					
A6	9012 通所型独自サービス12日割・欠			119 単位				83	1日につき

※合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。